

(様式第2号)

平成27年度第9回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成27年12月14日 (月) 15:00 ~ 17:15
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 武田 雄三 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 大月 一弘 欠席委員 大久保 規子 事 務 局 田中課長, 中島主事補
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <一部公開とした場合の理由> 議題アからキの異議申立ての案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

イ 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

- ウ 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について
- エ 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について
- オ 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について
- カ 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について
- キ 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について
- ク 行政不服審査法の全部改正に伴う芦屋市の情報公開・個人情報保護に関する不服申立て制度における対応について
- ケ その他

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

- (1) 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
 - ア 事務局より説明を行った。
 - イ 部分開示決定及び不開示決定の妥当性について審議を行った。
 - ウ 芦屋市長が部分開示決定及び不開示決定としたことは妥当ではなく、一部開示すべきであるとの結論を得た。また、芦屋市長は対象外とした文書を見直し、特定をやり直したうえで、改めて開示、不開示の決定をすることが妥当であるとの結論を得た。
 - エ 本日の審査会をもって審議を終了し、全委員による答申案の最終確認後答申すること

ととする。

- (2) 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
 - ア 事務局より説明を行った。
 - イ 不開示決定の妥当性について審議し、答申（案）について検討した。
 - ウ 継続審議とした。
- (3) 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について
 - ア 次回審議とした。
- (4) 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について
 - ア 次回審議とした。
- (5) 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について
 - ア 次回審議とした。
- (6) 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について
 - ア 次回審議とした。
- (7) 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について
 - ア 次回審議とした。
- (8) 行政不服審査法の全部改正に伴う芦屋市の情報公開・個人情報保護に関する不服申立て制度における対応について
 - ア 次回審議とした。
- (9) その他

閉会